

京都市告示第 54 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 4 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂緯58号線	北区上賀茂東上之段町48番地の2地先から 同区上賀茂坂口町14番地の4地先まで	告示の日
岩倉30の2号線	左京区岩倉花園町176番地地先から 同町162番地の20地先まで	〃
山科大塚緯10号線	山科区大塚北溝町83番地地先から 同町85番地の2地先まで	〃
石田経15号線	伏見区石田森南町19番地地先内	〃
深草緯74号線	伏見区深草キトロ町84番地の7地先から 同町85番地の5地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)